

議第17号

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

企業立地促進制度の対象業種の見直しを行うため改正しようとする。

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

高山市企業立地促進条例（平成18年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(助成金対象業種)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる業種は、農業、製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関、コールセンター、新エネルギー供給業その他の規則で定めるものとする。ただし、新エネルギー供給業のうち、前条第1項第3号に規定する助成金の交付の対象となる業種は、規則で定めるものに限る。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(助成金対象業種)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる業種は、農業、製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関、コールセンター、新エネルギー供給業その他の規則で定めるものとする。ただし、<u>新エネルギー供給業については、令和10年3月31日までに操業開始したものを対象とし</u>、新エネルギー供給業のうち、前条第1項第3号に規定する助成金の交付の対象となる業種は、規則で定めるものに限る。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新エネルギー供給業の事業者が、令和10年3月31日までに操業開始した場合の高山市企業立地促進条例の規定の適用については、なお従前の例による。